

融資制度 事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件でご利用できます。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
農業融資			
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善	(認定農業者の方)農業経営基盤強化資金 (略称:スーパーJ資金) (農業を営む個人、法人、集落営農組織など) 経営体育成強化資金 (エコファーマー、6次産業化・地産地消法の認定を受けた方など)農業改良資金 農林漁業施設資金(略称:スーパーW資金)	25年 25年 12年 10~25年	10年 3~10年 3~5年 3~5年
●農地などの取得 ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 (制度資金は除く) ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舍、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備など ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 ●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設、農家民宿、体験型観光農園などの整備 ●施設の稼働に関する経費			
新たな農業経営の開始	(認定新規就農者の方) 青年等就農資金	12年	5年
●トラクターなどの農機具の取得 ●農舍、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備	経営体育成強化資金	25年	3年
事業再生による農業者の再生・整理承継			
●事業の再生に必要な資金	経営体育成強化資金	25年	3年
環境保全への取組み、生産基盤の整備や地域振興			
●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽光、地熱利用による発電施設などの整備 ●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備 ●預託事業に必要な生産家畜の購入	畜産経営環境調和推進資金 農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設) 農業基盤整備資金 担い手育成農地集積資金	15~20年 15~20年 25年 25年	3年 3年 3~10年 10年
セーフティネット機能			
●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 ●被災した生産設備の復旧	農林漁業セーフティネット資金 農林漁業施設資金(災害復旧)	10年 15~25年	3年 3~10年
ベンチャーなど新規事業育成			
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのため) ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関する経費	農林漁業施設資金(特別振興事業) 資本性ローン	10~15年 18年固定	3年 8年固定
林業融資			
適切な森林整備			
●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐) 森林整備活性化資金	15~55年 30年	3~35年 20年
林業の担い手の経営改善			
●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得	林業経営育成資金	20~35年	20~25年
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設置	林業構造改善事業推進資金 農林漁業施設資金 中山間地域活性化資金	20年 15~20年 15~25年	3年 3年 3~8年
セーフティネット機能			
●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 ●復旧造林、林道の復旧 ●被災した生産設備の復旧	農林漁業セーフティネット資金 林業基盤整備資金(災害復旧) 農林漁業施設資金(災害復旧)	10年 20~55年 15~20年	3年 3~35年 3年

資金の使いみち		主な融資制度	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
漁業融資	漁業の担い手の経営改善			
	●漁具、漁船漁業用施設などの整備			
	●漁獲物の処理加工施設の整備			
	●漁業経営の改善に必要な長期資金			
	●養殖用施設・作業船の整備			
	●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁業経営改善支援資金	15年	3年
		漁船資金	5~12年	2年
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組み			
食品産業融資	●漁場の改良・造成			
	●種苗生産施設の設置			
	●漁業環境保全のための施設の整備			
	漁村環境活性化			
	●漁港施設の整備			
	●漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
	セーフティネット機能			
	●償還負担を軽減するための漁業負債整理資金			
農林水産事業融資	●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	漁業経営安定資金	15~20年	3年
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
		農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年
	安全・安心な食品の安定供給への取組み			
	●HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のための施設の整備など	食品産業品質管理高度化促進資金(略称:HACCP資金)	15年	3年
	●食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備			
	●米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など	食品安定供給施設整備資金	15年	3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
農林水産事業融資	●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発又は利用のための製造・加工・販売施設の整備			
	●需要を開拓するための展示・販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
	●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など			
	●他の農産加工業への転換のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
	●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など			
	●イワシ、サバなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
	●米、ミカン、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
	●飲用牛乳の処理施設の整備			
農畜水産物の流通システム整備	●乳製品の製造施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
	●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備			
	農畜水産物の流通システム整備			
	●卸売市場、場内業者施設の整備など			
	●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備など	食品流通改善資金	15~25年	3~5年
	●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備			

1 融資の限度額について

- 融資対象事業に対し、お客さまが負担する額の30~80%を上限に融資することとしています(一部、例外もあります)。
- 融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

- 利率は金利情勢によって変更する事もありますが、融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です(資金によっては融資後10年経過するごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります)。
- 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- なお、最新の金利は日本公庫のホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)でご覧いただけます。

3 食品産業融資の返済期間について

- 中小企業者に対するものは10年超に限ります(ただし、食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設)における農林漁業者に対するものは除きます)。

4 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したもので、詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)又は最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

融資制度にかかるお知らせ

認定農業者に対するスーパーL資金の特例措置

1 「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体として位置付けられた方などへの実質無利子化制度

「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者などがスーパーL資金を利用する場合に、貸し付け当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度が措置されました。

2 TPP対策のための実質無利子化制度及び実質無担保・無保証人融資制度(担い手経営発展支援金融対策)

TPP対策のための特例措置として、「人・農地プラン」で地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者などであって、TPP協定による経営環境の変化に対応して新たに攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を策定した方が、スーパーL資金の融資を受ける場合に、貸し付け当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度が平成28年2月から措置されました。

また、この実質無利子化制度の適用を受ける方のうち、主として借り入れた資産により事業を行っているなどの理由により十分な担保提供ができない場合には、公庫が事業性評価による審査(事業性評価融資)により、事業を遂行できる経営能力があること及び投資する事業に十分に事業性があることを確認したうえで、実質無担保・無保証人での融資を受けることができる制度も措置されました。

スーパーL資金の特例制度の概要

	1. 「人・農地プラン」	2. TPP対策
対象となる方	以下の要件を満たす方 ・「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者 ^(注1) 、又は、農地中間管理機構から農用地などを借り受けた認定農業者	以下のすべての要件を満たす方 ・「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者 ^(注1) 、又は、農地中間管理機構から農用地などを借り受けた認定農業者 ・TPP協定による経営環境の変化に対応して新たに攻めの経営展開を行う計画(経営展開計画)を策定している者
対象となる特例措置	・金利負担軽減措置 ^(注2, 3, 4)	・金利負担軽減措置 ^(注2, 3, 4) ・実質無担保・無保証人貸付措置 ^(注2) (TPP対策のための金利負担軽減措置と実質無担保・無保証人貸付措置は併用可能)
資金の使いみち (補助事業との関係)	農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金など ^(注5) 国庫補助事業の補助残部分をご融資の対象とする場合は、金利負担軽減措置の対象になりません。	国庫補助事業の補助残部分をご融資の対象とする場合でも、金利負担軽減措置の対象になります。
融資限度額	個人: 3億円(特認6億円)、法人: 10億円(特認20億円)	
返済期間(以内)	25年(うち据置10年)	

(注)1. 「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため、今後の地域の中心となる経営体はどこか、地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などについて、集落・地域における話し合い、市町村による検討会を通じて策定されるものです。

2. 金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人貸付措置には予算枠に限りがあります。

3. 金利負担軽減措置が受けられる期間は、貸付当初5年間です。

4. 利子助成の上限は2%です。このため、日本公庫の貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分は借入者の負担となります。

5. 経営の安定化(負債整理など)のための資金をご利用いただく場合は、金利負担軽減措置の対象なりません。

青年等就農資金の拡充

新たに農業経営にチャレンジする認定新規就農者が利用できる青年等就農資金において、次の要件をすべて満たす場合に特認限度額(1億円)が利用できます。

1 青年等就農計画における農業所得の目標が当該認定新規就農者の所在する地域の平均以上となるものであること。

2 次のいずれかに該当する場合であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が都道府県知事の認定を受けた指導農業士(これに類するものを含む。)等から提出されているものであること。

(1)農業の技術又は経営方法を実地に習得するため、指導農業士(これに類するものを含む。)又は認定農業者が主宰する農業に年間150日間以上従事した年(以下「技術等習得年」という。)が2年以上である者。

(2)技術等習得年が1年以上あり、かつ、農業大学校等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上ある者。

青年等就農資金の概要

対象となる方	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資金の使いみち	青年等就農計画の達成に必要な設備資金、長期運転資金など ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。
融資限度額	3,700万円(特認限度額1億円)
返済期間(以内)	12年(うち据置5年)

食品産業品質管理高度化促進資金(HACCP資金) 認定対象の食品の種類の拡充

高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定対象の食品の種類に「油糧種子食品(すりごまなど)」(公益財団法人 日本食品油脂検査協会)及び「精米」(一般社団法人 日本精米工業会)が追加されました。

農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資(農林水産事業)

(イ) 実質的な無担保・無保証人、実質無利子融資

利用対象者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域(岩手、宮城、福島の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部)に、ほ場、事業所その他の拠点を有し、地震・津波などにより被災した方で以下の要件を満たす方。 農業者:本人の罹災証明書が確認できる農業者で、以下のいずれかの要件を満たす方。 ①震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない方又は再開後2年を経過していない方。 ②震災後の各年における年間売上額が震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない方(被災事業用資産の復旧が困難であった方等で、被災事業用資産の復旧等を行おうとする方に限ります)。 林業者:本人の罹災証明書が確認できる林業者、又は、重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる林業者で、直近3カ年の年間売上額が、震災前3カ年の年間売上額に満たない方。 漁業者:本人の罹災証明書が確認できる漁業者で、岩手県、宮城県、福島県、茨城県において事業活動を行う方。
制度の概要	1. 実質的な無担保・無保証人制度 担保:原則として、融資対象物件に限る(運転資金の場合等は不要) 保証:原則として、個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ 2. 実質無利子制度 一定期間(最長18年間)金利相当分が利子助成(上限2%)されることにより、貸付利率が実質無利子化
対象資金	農林水産事業が融資する以下の資金 【農業資金】スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業基盤整備資金(畜産基盤整備事業を除く) 【林業資金】林業基盤整備資金 【漁業資金】漁船資金、漁業経営改善支援資金、漁業経営安定資金、水産加工資金、漁業基盤整備資金 【共通資金】農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金(農業の共同利用施設を除く)

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

(ロ) 融資期間・据置期間の延長

制度の概要	融資期間・据置期間を通常より3カ年延長します。 これは、以下の要件を満たす方を対象に全資金(青年等就農資金、農業改良資金、担い手育成農地集積資金を除く)でご利用いただけるものです。 1. 本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者等 2. 重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等
-------	--

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

(ハ) 融資限度額の引き上げ等

利用対象者	1. 本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者等 2. 重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等
制度の概要	【農林漁業セーフティネット資金】 残高通算で600万円→1,200万円(特認:年間経営費等の3/12相当額→12/12相当額) 【農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)】 1施設当たり負担額の80%又は300万円(漁船は1,000万円)のいずれか低い額→1,200万円(漁船は7,000万円) 【経営体育成強化資金】 個人1億5,000万円→2億5,000万円、法人5億円→8億円 なお、再建整備及び償還円滑化については、以下のとおり引き上げ 1. 再建整備 ^(注1) 個人1,000万円(特認1,750万円、特定2,500万円)→2,000万円(特認3,500万円、特定5,000万円)、法人4,000万円→8,000万円 2. 償還円滑化 ^(注2) 借換対象を、経営改善計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額→借換対象を、経営改善計画の5年間(特認25年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額 【漁業経営安定資金(償還円滑化資金) ^(注3) 】 ア 借換対象に漁業近代化資金を追加 イ 借換対象を、漁業経営安定計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額と所定の金額から算出される額のいずれか低い額

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

(二) その他の資金の制度

制度の概要	【スーパーL資金】借入金の一部を資本とみなすことができる震災対応型資本性貸付を創設 【漁業経営改善支援資金(漁船取得資金及び共同利用施設資金)】貸付限度額の特例対象事業に漁業・養殖業復興支援事業を追加(養殖業を除く)
-------	---

※上記のほか、別途、各資金制度の融資要件が適用されます。

- (注) 1. 制度資金以外の営農資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金。
2. 農業の制度資金の負債を整理し、支払いを円滑にするために必要な資金。
3. 公庫資金の負債を整理し、新たな漁船等を計画的に取得する内容を含む計画を達成するための資金。